

第 5 1 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関
する条例（平成 2 7 年足立区条例第 3 7 号）の一部を次のように改正す
る。

第 2 条第 1 項第 3 号中「第 3 条第 2 号」を「第 3 条第 1 号」に改め、
同項第 9 号中「第 2 条第 5 号」を「第 4 条第 1 項」に改める。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（教育の利用における給食費の徴収）

第 6 条の 2 区立認定こども園（短時間利用）においては、利用者負担
額とは別に、給食費月額 5, 0 0 0 円を徴収する。

別表第 5 中「区立認定こども園（短時間利用）」を「公立幼稚園・公
立認定こども園（短時間利用）」に改め、同表備考を削る。

別表第 8 中「区立認定こども園（短時間利用）」を「公立幼稚園・公
立認定こども園（短時間利用）」に改め、同表備考を削る。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

区外の公立幼稚園等を利用する場合における利用者負担額を定めるほ
か、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。